

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2

公 告	ページ
○肥料の登録 (環境農業推進課)	2
○肥料の登録の有効期間の更新 (〃)	2
○肥料の登録事項の変更の届出 (〃)	3
○肥料の登録の失効 (〃)	4
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	4

高知県選挙管理委員会告示	ページ
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (9・6 掲示)	5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	5

落札公告	ページ
○落札者等の公告 (技術管理課)	5
正 誤	ページ
○正誤 (平25・11・29付け 目録)	6

告 示

高知県告示第511号
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処 分

2 頭	高知市	平成28年9月8日	殺処分
-----	-----	-----------	-----

高知県告示第512号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年9月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字ダバ丙664番1から高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙728番1地先まで	前	A	5.8 }
			18.0
高岡郡津野町芳生野字久保田丙641番4から高岡郡津野町芳生野字東屋式丙910番1まで	前	B	9.0 }
			35.0
高岡郡津野町芳生野字久保田丙641番4から高岡郡津野町芳生野字東屋式丙910番1まで	後		9.0 }
			35.0

高知県告示第513号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年9月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 宮ノ上川北			
3 道路の区域			
区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字善次屋敷乙3428番1から安芸市井ノ口字善次屋敷乙3441番2まで	前	3.4 }	14
			4.3
	後	3.8 }	14
			6.5

高知県告示第514号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年9月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市住次郎字トヲノハタ1354番1から四万十市住次郎字ナカ谷128番1まで	前	3.0 }	180
			13.1
	後	5.0 }	180
			35.0

高知県告示第515号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成28年9月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町横字土居582番2地先から 吾川郡いの町横字土居585番1まで	64	平成28年9月20日

高知県告示第516号

土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年9月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年10月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域
南国市、いの町

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は 名称	住所	
高知県第694号	炭酸カルシウム肥料	東方炭酸苦土石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目13番10号	平成34年2月3日
高知県第695号	〃	東方粒状炭酸苦土石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第696号	消石灰	バイオ70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	日本バイオ化学工業株式会社	神奈川県川崎市宮前区神木二丁目6番20号	平成34年2月17日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は 名称	住所	
高知県第248号	生石灰	95生石灰	アルカリ分 95.0	該当なし	田中石灰工業株式会社	南国市稲生3185番地	平成34年9月3日

高知県第249号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	〃	〃	〃	〃
高知県第250号	副産石灰肥料	55副産石灰	アルカリ分 55.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	〃	〃	〃
高知県第571号	混合有機質肥料	魚腸ニシメ混合有機質肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量は、普通肥料の公定規格のとおり。	星上物産株式会社	南国市小籠926番3	平成31年8月31日
高知県第587号	副産石灰肥料	40副産石灰	アルカリ分 40.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	白石工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号	平成34年6月30日
高知県第588号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	該当なし	中村哲久	須崎市下分順心乙10番	平成34年9月9日
高知県第623号	副産石灰肥料	くみあい粒状マリンエース	アルカリ分 45.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成34年5月28日
高知県第624号	混合石灰肥料	くみあい粒状アヅミン苦土石灰	アルカリ分 42.0 可溶性苦土 12.0 内く溶性苦土 10.0	〃	〃	〃	平成34年7月5日

高知県第625号	副産石灰肥料	くみあいマリンエース2号	アルカリ分 48.0	〃	〃	〃	平成34年8月7日
高知県第643号	混合有機質肥料	ペレット土州魂560緑	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量は、普通肥料の公定規格のとおり。	〃	〃	平成31年6月19日
高知県第663号	混合石灰肥料	防散こぶとりてんろ苦土石灰1号	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	〃	〃	平成34年9月10日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項の変更について届出があった。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産事業者		変更内容		変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前 変更後	
高知県第637号	消石灰	60消石灰	東洋電化工業株式会社	高知市萩町二丁目2番25号	代表者の氏名	入交英太 入交建太	平成28年6月17日
高知県第638号	〃	粒状60消石灰	〃	〃	〃	入交英太 入交建太	〃
高知県第639号	〃	65消石灰	〃	〃	〃	入交英太 入交建太	〃

高知県第 640号	"	粒状65消 石灰	"	"	"	入交英太	"
						入交建太	

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
高知県第 242号	生石灰	95生石灰	アルカリ分 95.0	該当なし	井上石灰 工業株式 会社	南国市稲 生3163番 地1	平成28年 8月20日
高知県第 518号	消石灰	60消石灰	アルカリ分 60.0	"	"	"	"
高知県第 589号	生石灰	80生石灰	アルカリ分 80.0	"	"	"	平成28年 9月9日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定による
砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所
平成28年11月11日（金）午前10時から正午まで
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室及び地下第4会議室
- 2 試験の方法及び科目
次の科目について筆記試験を行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格
資格は、問わない。
- 4 提出書類
(1) 受験願書1通
(2) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 5 受験手数料
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 6 受験願書の配布場所及び請求先
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー、高知県庁北庁舎2階用地対策課及び高知県土木部用地対策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）にて配布する。
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、宛先を明記して82円切手を貼った返信用封筒を封入し、高知県土木部用地対策課宛てに郵送すること。
- 7 受験願書の受付期間及び提出先
(1) 受付期間
平成28年10月3日（月）から同月21日（金）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。（郵送による場合は、平成28年10月21日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
(2) 提出先
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課
- 8 合格者の発表
(1) 平成28年12月2日（金）から同月9日（金）までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>) に掲示する。

(2) 合格者本人には、合格証を送付する。

9 その他

詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,544人である。

平成28年9月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,194人である。

平成28年9月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年9月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,816人
室戸市・東洋町選挙区	5,142人
安芸市・芸西村選挙区	6,367人
南国市選挙区	13,411人
土佐市選挙区	7,936人
須崎市選挙区	6,460人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,155人
土佐清水市選挙区	4,276人
四万十市選挙区	9,860人
香南市選挙区	9,410人

香美市選挙区	7,714人
奈半町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,338人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,636人
吾川郡選挙区	8,755人
高岡郡選挙区	17,344人
黒潮町選挙区	3,438人

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県土木行政総合情報システム再構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部技術管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6
- 5 落札金額
786,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成28年7月1日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・11・29	9596付録	目録	1 ・ 2	右 (45) 左 (1～3)	633 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づく精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 " "	633 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者自立支援法施行規則の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 " "